聖籠町訓令第七号

聖 籠 町 個 人 情 報 取 扱 業 務 委 託 基 潍 \mathcal{O} 部 を 改 正 す

る訓令を次のように定める。

平成二十三年五月十六日

聖籠町長 渡邊 廣吉

籠 町 個 人 情 報 取 扱 業 務 委 託 基 準 \mathcal{O} 部 を 改

正する訓令

令 第 聖 三 籠 号 町 \mathcal{O} 情 部 報 取 を 次 扱 業 \mathcal{O} 務 委 j 託 改 基 正 準 す る 平 成 +七 年 訓

を EK 弫 別 \neg 華 **EK** 記 .__ 第 111 様 辨 式 を -- 削 項 第 に 中 り 号 +同 徭 様 を 式 カコ を ら 注 袠 袰 1111 \vdash 們 辨 第 0 * ま \sqsubseteq に 項 で に 改 を 改 \mathcal{O} 規 削 \Diamond る 定 0 / 中 同 様 \square 式 H

改 \Diamond 別 る 記 0 様 式 第 号 中 \square /JK 1 辨 を M 1 *

に

附 則

) の訓令は、公示の日から施行する。